

太尾第二学童保育クラブ 保護者会規約

第1条 名称

本会は太尾第二学童保育クラブ保護者会（以下「本会」という）と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は横浜市港北区大倉山五丁目39番24号西豊荘101号「太尾第二学童保育クラブ」内に設置する。

第3条 目的

本会は太尾第二学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）に在籍する児童の保護者の相互理解を深め、クラブの運営が円滑に遂行できるよう支援をおこない、クラブの発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

第4条 保護者会の構成

本会は次の構成員によって組織する。

1. 太尾第二学童保育クラブに在籍する児童の保育者または責任ある代行者。
2. 学童保育事業に理解を示し、本会の活動を支援くださる地域住民。

第5条 組織および役員

本会には次の常任役員を置く。常任役員は構成員の互選によって選出する。また、本会の活動を推進するに必要な役員を適宜選任する。なお、各常任役員の人員数については常任役員相互の協議により、その任期中変更できる。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 会計1名 広報担当1名

第6条 役員の任務

1. 会長は本会を統括し、本会の目的遂行に努力する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代行する。また、関係団体との連絡調整などを統括する。
3. 事務局長は市の関係機関および太尾第二学童保育クラブ運営委員会との連絡調整などの事務を統括する。
4. 会計は本会の収入、支出に関する一切の事務を行い、予算書、決算書などの書類の作成を行う。
5. 広報担当は本会の活動や保育内容などを会員に周知させ、本会の意義の宣伝活動を統括する。

第7条 役員任期

役員任期は1年とする。但し再選は妨げない。役員に欠員が生じたときはこれを補充することができることとし、その際の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 保護者会および役員会の開催

本会の目的を達成するため会長は以下の会議を開催する。

1. 定例保護者会および役員会を原則として月1回開催する。保護者会および役員会には指導員も参加する。
2. 活動方針、予算決算の承認、役員改選、その他の運営に関する必要事項を審議するため総会を年1回開催する。
3. 会の運営上緊急に活動方針を変更する場合、臨時総会を開催する。

第9条 本会の活動内容

本会の目的を達成するため以下の活動を行う。

1. 運営委員会規約第10条の事業内容の実施。
2. 保護者相互の親睦および子育てに関する理解と協力。
(親睦会、親子キャンプなどの計画実行)
3. クラブの発展に寄与するため関係団体と協力し各種活動を行う。
4. クラブを円滑に運営するための経済的支援、および地域への理解と協力を求める活動
(バザー開催などによる地域への宣伝活動など)
5. 検討委員会の開催

次年度予算案検討、および保護者会の諸問題検討の為、検討委員会を設置する。

委員長は保護者会にて選出し、三役及び運営委員会会計及び保護者会会計は委員とする。委員会には保護者会メンバーからも参加できる。必要があればOB（有識者）も委員に加えることができる。

第10条 本会の活動内容

本会の目的を達成するため以下の活動を行う。

1. 運営委員会規約第10条の事業内容の実施。
2. 保護者相互の親睦および子育てに関する理解と協力。
(親睦会、親子キャンプなどの計画実行)
3. クラブの発展に寄与するため関係団体と協力し各種活動を行う。
4. クラブを円滑に運営するための経済的支援、および地域への理解と協力を求める活動。
(バザー開催などによる地域への宣伝活動など)

第11条 経費および会計

本会の活動を行うにあたり、必要な経費を会員が負担する。

経費には、下記の参加費を含む。

全国研究集会
横浜研究集会

負担金額は下記表のとおりとする。年度毎の計画に応じ、予算案で審議し変更できる。

内容	金額	備考
保護者会入会金	10,000	入所時
保護者会会費	6,000	半年ごと

入会金は、1世帯につき最初の入所時のみの負担とし、すでに長子が退所済みでも負担しない。

会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 規約の改正

本会の規約改正は本会において協議して定める。

付則

- (1) 本規約は平成3年4月1日から施行するものとする。
- (2) 改訂 平成4年4月1日
- (3) 改訂 平成17年4月2日
- (4) 改訂 平成20年10月20日
- (5) 本規約は平成22年4月1日から施行するものとする。平成22年4月3日改訂。
ただし、経過措置として平成22年度第1学年については当該年度のみ、改訂前の保護者会費半年ごと6,000円とする。
- (6) 改訂 平成23年4月15日改訂
- (7) 本規約は平成25年4月1日から施行するものとする。